

令和元年（行ウ）第634号 助成金不交付決定処分取消請求事件

原告 株式会社スターサンズ

被告 独立行政法人日本芸術文化振興会

準備書面（1）

令和2年7月21日

東京地方裁判所民事第51部1A 御中

原告訴訟代理人弁護士 四宮 隆史



上記当事者間の頭書事件につき、原告は、次のとおり弁論を準備する。なお、本書面における用語は、特に断りがない限り、訴状におけるものと同一の意味を有するものとする。

第1 令和2年5月8日付け「被告準備書面（1）」（以下「被告準備書面（1）」という。）の「第6 求釈明」に対する回答

平成31年3月12日時点の本件映画の内容と、同年4月24日に行われた初号試写で上映された本件映画の内容に変更点はない。

第2 助成金の対象であることについて

1 令和2年7月23日に行われた期日間の電話会議において、被告は、被告準備書面（1）の求釈明事項の趣旨について、甲第7号証の募集案内（9頁）によれば、平成31年度の助成金の募集をしているのは、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに完成された映画であるところ、原告の訴状によると、平成31年3月12日に完成したと主張していることから、そもそも本件映画は、平成31年度の助成金の募集対象にあたらないのではないかと述べていたため、この点について念のため補足で主張する。

2 原告が訴状で主張した本件映画の「完成」（訴状8頁7行目及び9頁11行目）とは、撮影された映像を編集し、音の最終調整作業も終えた状態、いわゆる「完パケ」を意味している。

平成31年度の募集案内（甲7の9頁）によれば、助成金の募集対象は、平成31年4月1日から平成32（令和2）年3月31日までを完成時期とする映画で、「完成時期」とは、「初号試写及びDVD提出」とされ、その注釈（甲7の10頁・注8）によると、「上記完成時期の期間内に初号試写を実施し、その試写において上映する内容が収められたDVD（販売用DVDではありません。）を、劇映画は10セット、記録映画・アニメーション映画は8セット提出してください。」とされている。また、令和2年7月23日に行われた期日間の電話会議において、被告は、「完成時期」の定義について、平成31年度の募集案内（甲7）の記載以外に定められていないと述べている。

そうすると、平成31年度の募集案内（甲7）における「完成時期」の要件を

満たす映画とは、平成31年4月1日から平成32（令和2）年3月31日までに、初号試写が実施され、かつ、初号試写で上映された内容を収めたDVDの規定数が被告に提出された映画であると解される。つまり、ここでの「完成時期」については、完パケした日は基準にはならず、あくまで初号試写の実施日とそのDVDの提出日が基準になる。

本件映画は、平成31年4月24日に、株式会社日本シネアーツ社で、初号試写が実施された。また、原告は、被告に対し、同月25日、初号試写で上映された内容を収めたDVDを10セット発送し、被告は、その翌日以降、遅くとも令和元年5月上旬までの間に、これを受領している。

したがって、本件映画は、平成31年度の募集案内（甲7）における「完成時期」の要件を満たすことから、平成31年度の助成金の募集対象であることは明らかである。

第3 被告準備書面（1）に対する認否及び反論

被告準備書面（1）に対する認否及び反論については、予定されている被告による補充の主張がなされた後に行うものとする。

以上